議案第45号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

整理	路線名	起点	重要な
番号	,	終点	経過地
1	9 3 6 号線	幸手市大字上高野2124-5地先から	
		幸手市大字上高野2107-12地先まで	
2	937号線	幸手市大字上高野2107-24地先から	
		幸手市大字上高野2107-20地先まで	
3	938号線	幸手市大字上高野2107-9地先から	
		幸手市大字上高野2107-8地先まで	
4	939号線	幸手市大字円藤内565-1地先から	
		幸手市大字松石150地先まで	
5	4116号線	幸手市大字権現堂110-3地先から	
		幸手市大字権現堂456-2地先まで	
6	4117号線	幸手市大字権現堂244-3地先から	
		幸手市大字権現堂731-1地先まで	
7	4118号線	幸手市大字西関宿21-3地先から	
		幸手市大字西関宿23-1地先まで	
8	4119号線	幸手市栄1791-94地先から	
		幸手市栄1791-89地先まで	

令和4年9月1日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提案理由

開発行為により築造され市に帰属された道路、既存の路線を分割し新たに路線名を付する道路及び江戸川堤防強化対策事業により築造された道路を市道路線として認定するため、この案を提出するものである。